

(様式)

会議等速報

令和4年9月20日

件名	令和4年度第1回鹿児島市障害者自立支援協議会	作成課	福祉部 障害福祉課
日時	令和4年8月17日(水) 10時00分～11時50分		
場所	市役所本館 2階講堂		
出席者	鹿児島市障害者自立支援協議会委員25名(5名欠席) (学識経験者、医療関係機関、障害者関係団体代表者、公募委員、市職員など)		
市出席者	委員：福祉部長、保健部長、教育部長 事務局：障害福祉課、保健支援課、母子保健課、学校教育課		
会次第	1 開会 2 副会長選出 3 報告 (1) 鹿児島市の障害者手帳所持者数 (2) 第四次鹿児島市障害者計画に基づく施策と実施状況等 (3) 障害福祉計画第6期計画・障害児福祉計画第2期計画の実施状況等 4 議事 (1) 第五次鹿児島市障害者計画策定スケジュールについて (2) 障害者等実態調査アンケートの実施について (3) 手話言語条例(仮称)制定及び「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」への対応について 5 各専門部会の報告及び定例会からの提言について 6 その他 7 閉会		
主な意見等	(○：委員、●：事務局) 3(3) 障害福祉計画第6期計画・障害児福祉計画第2期計画の実施状況等 ○ 相談支援体制の充実・強化について、具体的にどのような工夫がなされているのか。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、地域移行支援、地域定着支援があまり進んでいない理由・現状等について、教えていただきたい。 ⇒● 基幹相談支援センターの工夫については、昨年度から開所日数を、水曜日が休館日だったものを開所するようにしたことで、相談日数が、週5日から6日となった。また、相談件数が大きく増加しており、令和元年度までは2,000件台だったものが、昨年から4,000件台に上がっている。 地域移行支援については、長期入院精神障害者の地域移行支援事業やピアサポーターステップアップ事業など、今後さらに充実させて取り組んでいきたい。 ○ 障害者自立支援協議会精神保健福祉部会の開催回数について、昨年度の3回から今年度2回に減った理由を教えてください。 ⇒● 精神保健福祉部会の開催については、今年度も3回開催を予定していたが、上半期は新型コロナウイルス感染症対策で、保健所内の業務がひっ迫しており、第1回が10月とずれ込んでいる。また状況を見ながら、開催については計画をしていきたい。 ○ 居住支援協議会が県にはあるが、鹿児島市にはまだない。地域生活への移行を促進するため、設置を検討いただきたい。		

主な意見等

- 4 (2) 障害者等実態調査アンケートの実施について
- 文化芸術活動に関して、発表の場についても支援していただきたい。
 - アンケートの回収率の目標値は。また、アンケートだけでなく、パブリックコメントについても回収率をあげるための工夫は考えているか。
 - 地域生活に関する設問について、例えば知的障害がある対象者に対し、地域で暮らすとはどういうことか等を具体的にどう説明するのか。何か対応を考えているか。
- ⇒● アンケートの回収率について、目標は特に定めていない。全体で半分弱くらいは回収できると想定している。高める工夫としては、パブリックコメントは、今度から素案概要の手話動画を撮影し、それを聴覚障害をお持ちの方も見てもらえるように、意見を出しやすいように工夫をしたいと考えている。知的障害者の方々については、郵送で調査票を送る以外の施策は、今のところ持ち合わせていない。
- 郵送調査に関して、書き方がわからない設問があったときに、支援者等に相談してもいい、等のひとことを添えておくなど説明の仕方を工夫すると、障害者ご本人もそのご家族も回答のしやすさが変わってくるのではないか。
 - アンケート対象者の難病患者はどうやって把握するのか。
- ⇒● 難病患者については、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方から無作為に抽出を行う。
- 4 (3) 手話言語条例(仮称)制定及び「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」への対応について
- 手話言語以外のコミュニケーションとはどのようなものか。
- ⇒● 聴覚障害者にとっての字幕、また視覚障害者にとっての点字など。
- 発達障害の自閉症の方々にとっては、耳からの情報よりも目からの情報の方が分かりやすいということもあるので、条例制定に関してこのことも含めて検討いただきたい。
- 5 各専門部会の報告及び定例会からの提言について
- 提言①相談支援事業所の業務の効率化(署名の省略等)について、提言②ヘルパー不足対策、ヘルパー事業所の空き状況を共有できるシステムの構築、ヘルパーの質の向上について、提言③精神障害者の移動支援の利用について、提言④桜島・喜入等旧5町の事業所不足、旧5町への訪問・送迎に対する加算・補助金等の検討について、その他、相談支援専門員配置補助金の廃止理由について、市の見解は。
- ⇒● 提言①について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準では、相談支援事業所の業務であるサービス利用等利用計画案について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならないとされており、また、モニタリング報告書については、利用者の署名等について明確な定めはないものの継続サービス利用支援費の請求根拠となる資料である性質などから文書による同意を求めているもの。なお、モニタリングの実施については、上記基準により利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならないともあるなど、相談支援事業所の業務については、法令等において明確に規定があることから、市独自で見直し、改善ができないので、ご理解いただきたい。
- 提言②に関して、受け入れ可能な事業所情報を共有できるシステムの構築については、市が導入する場合、かなりハードルが高いと思われるものの、導入に要する経費の積算・確保と、それに見合う実効性の有無などの情報収集に努めたい。
- ヘルパーの質の向上については、事業所として従業者に対する研修や技術指導等を目的とした会議を行うことで、特定事業所加算の算定が可能であること、また、運営基準上、個人情報の取り扱い、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持が義務付けられていること、虐待防止の研修会は、定期的実施することとなっていることについて、集団指導等で周知を行い、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めていきたい。

提言③については、精神障害者の方の移動支援は、障害支援区分が1以上の方で、かつ「行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準表」において5点以上の方を対象に、令和4年8月1日現在26名の方を決定している。現時点で、5点未満の方への対象拡大については考えていないが、対象外の方については、保健支援課へ個別に相談していただき、その方の移動支援の必要性に応じて、再調査を行ったうえで、支給期間や時間数について決定を行いたい。また、今後、対象要件等については、年度内に他都市（中核市）へ対象要件や利用状況の調査を行いたいと考えており、現在その準備を進めている。

提言④の地域格差について、障害福祉サービスを提供する事業所の設置数が少ない地域への対策として、国の補助金を活用した障害者福祉施設整備補助事業において、桜島地域及び喜入地域に施設を整備する場合に加点を設定することで、同地域における事業所の設置を促進している。長距離の送迎に対する支援については、課題や方策などの情報収集に努めたい。

相談支援専門員配置補助金の廃止理由について、令和4年度から新規の補助申請を停止しており、今年度末をもって廃止する予定。その背景としては、相談支援は令和3年度からの報酬改定により大幅な報酬増が図られたこと、また相談支援事業所も相談支援専門員数も順調に増加しており、一定の成果が認められることなどを総合的に勘案し、補助金を廃止することとした。

- 当会議に地域課題の優先順位と仕分けなど、整理をする機能がなく、また、その後検討するチームがないため、課題が山積している。官民一緒に取り組めるような仕組みが必要ではないか。協議会の継続議案として取り上げていただきたい。
- ⇒● 委員の方々のイメージをお聞きしながら、事務局で今後どういう在り方が望ましいのか検討をして、今後の自立支援協議会のどこかでお示ししたい。

6 その他

- コロナ禍で、難病のクローン病や潰瘍性大腸炎などの患者の方々の交流会がほとんど行われておらず、それぞれ悩みをかかえている実情がある。また、介護施設の職員の方々は、オストメイトのケアについて苦慮されているようだ。介護施設の職員の方々にも、当事者・家族との交流会に参加していただき、当事者を通して、話を聞く中で情報を得られたら良いのではないかと思う。障害者と難病患者を切り離して考えるのではなく、同じように対応していただきたい。